

別表第1 各分室

広域振興圏		区 域
1	県央部分室	盛岡市・八幡平市・雫石町・葛巻町・岩手町・滝沢村・紫波町・矢巾町
2	沿岸部分室	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村・川井村・釜石市・大槌町・大船渡市・陸前高田市・住田町
3	県北部分室	二戸市・一戸町・九戸村・久慈市・普代村・軽米町・野田村・洋野町
4	県南部分室	奥州市・西和賀町・花巻市・遠野市・北上市・金ヶ崎町・一関市・平泉町・藤沢町

別表第2 年会費

資 格	年会費
正 会 員	金 2,000円
準 会 員	金 1,000円
賛 助 会 員	一口5,000円。何口でも。

実施細則

(細則-1)

第1条 会員を対象とした個人情報の維持管理について

- 一 管理者は支部長とし、責任者は事務局長とする
- 二 管理者は、防災士の品位と名誉等にかかるメール内容については削除の権限を行使するものとする
- 三 責任者は、管理者から指示を受けた場合は前記権限を代行できるものとする

(細則-2)

第2条 情報の共有化

- 一 支部長及び副支部長は、全ての情報を共有すると共に、必要な情報は、役員会及び会員に、もれなく周知するものとする
- 二 私的情報を除き情報は会員に開示できるものとする

(細則-3)

第3条 防災士会会員としての諸行動等について

- 一 防災士会会員としての諸行動、実施事業については、日本防災士会会則・規約等にしがたい実施するものとする
- 二 緊急の不測事態が発生した場合は、支部役員を通じて日本防災士会事務局に連絡し、その指示に従うことも考慮し支部で行動するものとする
- 三 支部規約に記載されていないこと、或いは発生の恐れがあれば、日本防災士会事務局の支持を仰ぐものとする。

(細則-4)

第4条 岩手県支部災害救助チームの編成について

- 一 岩手県内で大規模災害等が発生した場合は、支部長の招請により当該地域はもとより、各地域分室からの応援を得て災害救援チームを編成することができる
- 二 前号、救援チームの統括責任者は支部長がこれにあたる
- 三 災害救援チームを編成し行動する場合は、直ちに日本防災士会事務局に通知しなければならない
- 四 災害救援実施行動については、県内はもとより隣接県等に派遣することができる
- 五 前号の場合には、日本防災士会事務局と連絡を取り合い災害地域の支部等と連携し行動するものとする
- 六 災害救援チーム編成等に関しては、日本防災士会本部・災害救援チームの応援、協力をも考慮して実施するものとする

(細則-5)

第5条 会則の規定にかかわらず、支部長が必要と認めた細則の改正は、役員会の決議を経て改正することができる。ただし、細則を改正した場合は、直近の総会において、支部長がその旨の報告を行い、承認を得ることとする。また、承認後は日本防災士会事務局へ「改定支部細則」の送付を行う。